

○立命館大学課外自主活動団体助成制度（チャレンジ助成）規程

2017年4月5日

規程第1118号

（目的）

第1条 立命館大学課外自主活動団体助成制度（チャレンジ助成）（以下「助成」という。）は、各団体の活動内容を活かし、本大学における正課外の自主的な活動（以下「課外自主活動」という。）の高度化および活性化を促進する活動に積極的に挑戦する団体を支援することを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

（助成対象の活動）

第2条 助成は、本大学の課外自主活動を行う団体として学生部長が所管する団体で次の各号のいずれかに該当するものが行う活動のうち、本大学における課外自主活動の高度化および活性化を促進することを目的として定める募集内容に合致する活動を対象とする。ただし、立命館大学課外自主活動団体助成制度（基盤活動助成）が適用される活動は、この助成の対象としない。

- (1) 学友会に所属する団体
- (2) その他学生部長が認めた団体

2 前項にかかわらず、立命館大学課外自主活動団体助成制度（重点強化助成）が適用される団体は、この助成の対象としない。

（助成金額）

第3条 助成金額は、学生部長が決定する。

（助成対象費目）

第4条 助成は、次の各号に定める費目を対象とする。

- (1) 謝礼
- (2) 交通費
- (3) 宿泊費
- (4) 備品費
- (5) 材料費
- (6) 保険加入料
- (7) 運搬費
- (8) 施設使用料
- (9) その他学生部長が必要と認めた費目

(募集)

第5条 助成の募集は、募集要項にもとづき毎年度1回春学期に行う。

- 2 募集要項は、学生部長が定める。
- 3 募集要項には、この規程に定めるもののほか、募集に必要な事項を明記する。

(出願)

第6条 助成を希望する団体は、募集要項に定める期限までに所定の書類を学生部長に提出しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、活動停止の処分を受けた団体は、処分の期間が含まれる年度は出願することができない。

(選考および決定)

第7条 助成の対象となる団体および活動の決定は、選考委員会で選考のうえ、学生生活会議で審議し、学生部長が決定する。

- 2 選考は、次の各号に定める基準にもとづき、助成の目的に資する活動であるかどうかについて審査を行う。

- (1) 募集内容に対する活動の適合性
- (2) 活動目標の適切性
- (3) 行動指標の適切性
- (4) 計画の具体性および実現可能性
- (5) 予算の具体性および適切性

(選考委員会)

第7条の2 選考委員会は、次の者で構成する。

- (1) 学生部長
- (2) 学生部副部長から2名
- (3) 学生オフィスおよびスポーツ強化オフィスの課長から2名

(通知)

第8条 学生部長は、助成が決定した団体（以下「助成対象団体」という。）に対し、助成の決定および手続を通知する。

(助成対象団体の義務)

第9条 助成対象団体は、助成を受けるために、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 成果報告書を提出すること。

- (2) 事前説明会、採用説明会および成果報告会に参加すること。
- (3) 本大学から求められた場合は成果発表を行うこと。
- (4) 活動終了後に活動経費に係る領収書その他の証憑を提出し、確認を受けること。
- (5) 前号の確認の結果、助成を受けた助成金額に残額がある場合は、本大学に戻入すること。

(助成方法)

第10条 助成は、助成対象団体に所属する学生名義の銀行口座に振り込む方法により行う。

(助成の取消し)

第11条 学生部長は、助成対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を取り消すことがある。

- (1) 解散または活動停止の処分を受けたとき。
- (2) 第6条および第9条の事項に関し虚偽の記載その他の不正の事実が判明したとき。
- (3) 正当な理由なく第9条に定める事項を行わなかったとき。

(返還)

第12条 学生部長は、前条により助成が取り消された団体に対し、助成金額の返還を求めることがある

2 前項により助成金額の返還を求められた団体は、返還を求められた日から起算して2週間以内に助成金額を返還しなければならない。

(学生部長の報告)

第13条 学生部長は、第11条により助成を取り消したときは、学生生活会議に報告しなければならない。

(施行細目)

第14条 施行に関わる細目は、学生部長が定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2017年4月5日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則 (2017年5月17日 助成対象活動の変更に伴う一部改正)

この規程は、2017年5月17日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則 (2018年2月28日 募集時期の変更に伴う一部改正)

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2021年3月31日 規程名称、選考方法および助成対象団体の義務の変更に  
伴う一部改正）

この規程は、2021年4月1日から施行する。